

# 福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する取り組み

## 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」とは

福祉・介護職員の処遇改善については、平成 29 年度の臨時改定における福祉・介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組を行ってきましたが、「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、2019 年 10 月の消費税率引上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定において対応することとされました。これを受けて、2019 年度の障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等特定処遇改善加算が創設されました。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

## 算定要件

- ・従来の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること
- ・職場環境要件について「資質の向上」「労働環境・処遇改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化をホームページ等で行っていること

## 職場環境要件

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

### 【資質の向上】

- ・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

### 【労働環境・処遇の改善】

- ・新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等の導入
- ・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入
- ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

### 【その他】

- ・障害福祉サービス等情報公開制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減